

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する  
規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を  
次のとおり改正する

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日提出

全国知事会

会長 麻生 渡

# 全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について(概要)

## 1. 改正の趣旨

本会の職員の給与は国家公務員の給与に準じて支給を行っており、8月10日の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本会職員の給与についても、同様の取り扱いとするもの。

そのほか、従来、指定職俸給適用職員を対象としていた期末特別手当が平成21年6月から廃止され、他の職員同様期末勤勉手当の対象とされたことに伴う所要の整備を行うもの。

## 2. 改正の内容

- (1) 当分の間での55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級以上の職員に限る。）の給料月額並びに地域手当、期末手当、勤務手当及び管理職手当の減額（定率▲1.5%）
- (2) その他の給与法の改正事項（既に規則上、国の規定を準用することが規定されている。その主なものは次のとおり。）
  - ・給料月額の引下げ（中高年齢層は月額平均0.1%減、指定職は月額0.2%減）
  - ・期末手当の引下げ（12月期の支給割合を100分の150から100分の135へ（但し、特定管理職員100分の130から100分の115へ、指定職職員100分の85から100分の75へ）
  - ・勤勉手当の引下げ（支給割合を100分の70から100分の65へ（但し、特定管理職員100分の90から100分の85へ、指定職職員100分の80から100分の75へ））等
- (3) 指定職俸給表適用職員に対する期末特別手当の規定の削除

## 3. 施行期日

平成22年12月（規則改正の決定の日）から施行する。適用については、(1)については平成22年12月1日から、(2)については平成22年4月1日からとする。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「給与法第十九条の四第二項」を「給与法第十九条の四」に改める。

第二十二条第二項中「給与法第十九条の七第二項」を「給与法第十九条の七」に改める。

第二十二条の二（期末特別手当）を削る。

第二十三条中「第十八条、第十九条第二項、第二十一条及び第二十二条」を「第十八条及び第十九条第二項」に改める。

第三十八条中「規定するもののほか、」を「定めのないものについては、給与法の定めるところに準じて行うものとし、」に改める。  
附則第八項を一項繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

#### 附則

（五十五歳を超える職員の給料等の額の特例）

8 当分の間、第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部（室）長及び副部（室）長にある者で、その職務の級が六級以上の五十五歳を超える職員に係る給料月額並びに地域手当、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を減額することとし、その額については、改正給与法（平成二十二年十二月一日施行）の附則第八項の規定の例により計算する。

#### 附則

1 この規則は、平成二十二年十二月二十二日から施行する。

2 この規則の附則第八項の改正については、平成二十二年十二月一日から適用する。

3 この規則において、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い準用する給料表及び給与法の規定により計算する期末手当並びに勤勉手当については、平成二十二年四月一日から適用する。

（改正事由）

全国知事会職員の給与は国家公務員の給与に準じているが、人事院勧告（平成二十二年八月十日）に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国において俸給月額額の引下げ（中高齢層は月額平均〇・一％減、指定職は月額〇・二％減）、当分の間実施される五十五歳を超える職員（行政職俸給表（一）六級相当以上の職員に限る。）の俸給月額及び管理職手当等の支給額の減額（定率一

・五%減)、期末手当の引下げ(十二月期の支給割合を百分の百三十五(但し、特定管理職員百分の百十五、指定職職員百分の七十五)並びに勤勉手当の引下げ(支給割合を百分の六十五(但し、特定管理職員百分の八十五、指定職職員百分の七十五))等が行われることになったことに伴い、同様の取り扱いをすることとし、所要の改正を行うとともに、国家公務員の指定職俸給表適用職員に対する期末特別手当の廃止(平成二十一年六月一日)にかかる規定の整備等を行うものである。

なお、俸給月額引下げ、期末・勤勉手当引下げ等この規則改正に定めのないものについては、既に第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三十七条に国の規定を準用することが規定されている。

全国知事会事務局職員の給与及び退職手当に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十四条の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、給与法第十九条の四の規定の例により計算した額とする。</p> <p>3 派遣職員の期末手当に係る在職期間については、当該都道府県における在職期間を本会における在職期間に算入することができる。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六カ月内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、給与法第十九条の七の規定の例により計</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十四条の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、給与法第十九条の四第二項の規定の例により計算した額とする。</p> <p>1 派遣職員の期末手当に係る在職期間については、当該都道府県における在職期間を本会における在職期間に算入することができる。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六カ月内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、給与法第十九条の七第二項の規定の例に</p>

算した額とする。

3 派遣職員の勤勉手当に係る支給割合については、当該都道府県における勤務期間を本会における勤務期間に算入することができるとができる。

(期末特別手当) (削除)

第二十二條の二

2

(特定の職員についての適用除外)

第二十三條 第六條から第九條まで、第十一條から第十三條の二まで、第十五條、第十八條及び第十九條第二項の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 (略)

第三十八條 この規則に定めのないものについては、給与法の定めるところに準じて行うものとし、この規則の施行に關し必要な事項は規程で定める。

より計算した額とする。

3 派遣職員の勤勉手当に係る支給割合については、当該都道府県における勤務期間を本会における勤務期間に算入することができるとができる。

(期末特別手当)

第二十二條の二 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前一カ月以内に退職し、若しくは失職し又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた職員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、給与法第十九條の八の規定の例により計算した額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第二十三條 第六條から第九條まで、第十一條から第十三條の二まで、第十五條、第十八條、第十九條第二項、第二十一條及び第二十二條の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

2 (略)

第三十八條 この規則に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は規程で定める。

附則

1～7 (略)

(五十五歳を超える職員の給料等の額の特例)

8 当分の間、第四条第一項第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、全国知事会事務局の組織等に関する規則第三条第二項の規定に定める部(室)長及び副部(室)長にある者で、その職務の級が六級以上の五十五歳を超える職員に係る給料月額並びに地域手当、期末手当、勤勉手当及び管理職手当を減額することとし、その額については、改正給与法(平成二十二年十二月一日施行)の附則第八項の規定の例により計算する。

9～12 (略)

附則

- 1 この規則は、平成二十二年十二月二十二日から施行する。
- 2 この規則の附則第八項の改正については、平成二十二年十二月一日から適用する。
- 3 この規則において、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い準用する給料表及び給与法の規定の例により計算する期末手当並びに勤勉手当については、平成二十二年四月一日から適用する。

附則

1～7 (略)

8～11 (略)